

施策名【消防・救急】

[illegible]

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	消火栓用ホース等購入補助金		
事務事業名称	消防施設整備事業	事務事業コード	6122-2
所 管	総務	部	危機管理 課 消防団 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)		
根拠法令等名称	佐久市消防施設等整備事業補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)		終期設定	(有・ 無)	終期	令和 年度
目的	火災発生時に消火や延焼阻止のために使用する消火栓用ホース及び管そう等の新規購入及び劣化、破損等による更新のために購入する費用に対し、補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	消火栓用ホース・ホース格納箱・管そう・消火栓開閉器等の購入価格の10分の7以内。					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体		☐ 個人			
	名称(個人は除く)		区			
指標設定	設定の考え方		過去5年間(H30～R4)の消火栓用ホース等を購入した区数の平均値を目標値とする。(基本的に、区からの補助申請に対して全て対応)		目標値	70
	指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	82 件	79 件	
決算額(予算額)	2,172,000 円	2,402,000 円	2,700,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	2,172,000 円	2,402,000 円
指標	目標値 (単位)	70 区	70 区
	実績値 (単位)	82 区	78 区
	達成率	117.1 %	11.3 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・実施数値が目標値相当であり、今後も火災発生時における初期消火等を行うために、不具合が起きないように整備する必要がある。 ・消防資器材の破損・劣化等が無いように随時更新することにより、火災発生時における消火活動に有効である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	住民自治組織である区が行う消防施設等整備事業は、消防力の強化に有効であることから、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

・⑧ 今後、他市等の状況との比較など行っただけで、補助率等を見直しについて検討する。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	消防施設等整備事業補助金		
事務事業名称	消防施設整備事業	事務事業コード	6122-2
所 管	総務部	部	危機管理課 課 消防団係 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設の事業費等費補助金)		
根拠法令等名称	佐久市消防施設等整備事業補助金交付要綱			法令種別	
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・ 無)	終期	令和 年度
目的	消防力を維持するため、消防団員の活動拠点となる消防詰所や消防車庫・器具置場等の新築、増築、改築に係る経費に対し、補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:消防施設(単独又は区集会施設との併設)の新築、増築及び改築 補助率:2分の1以内 限度額:消防車庫70万円、器具置場50万円、消防詰所250万円、警鐘楼50万円				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☐ 個人		
	名称(個人は除く)	区			
指標設定	設定の考え方			目標値	
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象となる事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	0 件	2 件	
決算額(予算額)	0 円	1,879,000 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	—	—
	実績値 (単位)	—	2 区
	達成率	— %	— %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	対象となる事業無し	地域消防のため二つの区から要望があり、補助金交付を行った。 補助対象事業があった場合に、補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・今後も消防力を維持するため、消防施設を整備する必要がある。 ・経年劣化等による消防施設を随時更新することにより、拠点施設や資器材の保管による防災力を維持するために有効である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	住民自治組織である区が行う消防施設等整備事業は、消防力の強化に有効であることから、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	自主防災組織防災資機材整備等事業補助金			
事務事業名称	防災対策推進事業	事務事業コード	6111-1	
所 管	総務	部	危機管理	課 危機管理 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱	法令種別	要綱	
始期	平成 9 年度(経過年数 27 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	住民が隣保共同の精神に基づき自発的な防災活動を行い、防災思想の高揚及び防災事業を推進することにより、災害による被害の防止と軽減を図るため			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	1. 防災資機材等の購入に要する経費の2/3以内で上限は10万円 2. 防災士の育成に要する経費で次に掲げるもの (1) 日本防災士機構が認証した研修期間による研修の受講料 (2) 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受講料 (3) 日本防災士機構への防災士認証登録の申請料			
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体 ☐ 個人			
	名称(個人は除く)	自主防災組織		
指標設定	設定の考え方	自発的な防災活動	目標値	—
	指標が数値でない場合の評価方法	「自らの命は自らが守る」意識に基づき住民主体の取組みであるか。また、自主防災意識の高揚に努め、地域ぐるみの防災活動を行っているか。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	19 件	13 件	
決算額(予算額)	938,000 円	558,000 円	1,880,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	938,000 円	1,880,000 円
指標	目標値 (単位)		
	実績値 (単位)		
	達成率	%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	地域防災力の向上が図られている。	地域防災力の向上が図られている。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	自主防災資機材整備、防災士の配置により地域防災力の向上が図られている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	令和元年度東日本台風を経験した中で、特に防災士の資格取得者の拡充に努め、地域防災力の向上を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

自主防災組織の育成、自発的な防災活動の促進は、災害対策基本法において市の努力義務となっている。
また、補助率はこれまで議論された経過があるが、据え置きのまま現在に至っている。